

○国土交通省告示第八百三十三号

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）第九条第一号イ又はロに掲げるものと同等以上の能力を有する者を次のように定める。

令和五年七月十九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第九条第一号ハの規定により、同号イ又はロに掲げるものと同等以上の能力を有する者は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

一 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第四号に規定する宅地建物取引士
二 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第二条第九号に規定する管理業務主任者

三 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則（令和二年国土交通省令第八十三号）第十条第一号に規定する登録証明事業による証明を受けている者（賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年国土交通省令第三十四号）附則第二条の規定により登録証明事業による証明を受けている者とみなされるものを含む。）

四 管理受託契約の締結に係る業務に従事する使用人その他の従業者として国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第九条第一号イ又はロに規定する者若しくは前三号のいずれかを満たす者を置くもの

五 宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者

六 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第八号に規定するマンション管理業者

七 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）第二条第三項に規定する賃貸住宅管理業者

附 則

この告示は、国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令（令和五年国土交通省令第五十七号）の施行の日から施行する。